

消費税および地方消費税の更正の請求および修正申告について

1 概要

滋賀県琵琶湖流域下水道事業において、平成26年度から平成30年度の間には消費税の算定誤りに伴う過大申告および過少申告があり、更正の請求および修正申告のうえ還付金の受領、追加納付および延滞税の支払いを行った。

2 経緯

令和元年6月19日 大阪国税局より、平成26年度の消費税率変更（5%→8%）以降消費税申告において、旧税率で計算すべき特定収入に係る課税仕入れ等の税額を新税率で計算することにより申告額が過大となっている可能性がある旨の行政指導を受け、過年度の消費税の調査を開始した。

令和2年2月20日 平成26年度から平成30年度までの5年間分の申告内容について、指導事項も含め全体的な見直しを行ったところ、消費税の算定誤りに伴う過大申告および過少申告が判明した。

令和2年3月26日 平成26年度から平成30年度までの5年間分の消費税の更正の請求および修正申告を大津税務署に提出した。

令和2年6月25日 還付金の受領、追加納付および延滞税の支払いが完了した。

令和2年8月26日 関係する東北部処理区の市町に対して説明を行い、了解を得た。

3 主な算定誤りの内容と金額

項目	内容	(対象期間) 金額
① 企業債元金償還に対する一般会計繰入金の扱い	特定収入に係る消費税率の誤り	(平成26年度から平成29年度) 過大申告(還付) : 107,030,330円
② 市町負担金収入の返還時の計算処理	売上控除と仕入の二重計上	(平成27年度) 過少申告(追納) : 52,187,330円 延滞税 : 937,100円
③ 一般会計繰入金の一部についての用途の特定方法	特定収入への計上漏れ	(平成30年度) 過少申告(追納) : 307,000円 延滞税 : 12,500円

4 原因

消費税の算定方法について、特別会計や公営企業特有の仕組みに対する理解不足が原因である。また、税務の業務が担当者個人に依存しており、複数人によるチェック機能が十分に効果を発揮していなかった。

5 再発防止策

消費税に係る情報収集や勉強会を行うとともに、税理士等専門家の活用等による消費税額の算定とそのチェック体制の強化を図ることで、再発を防止する。

【参考】

消費税の納付税額の計算は、「課税売上げに係る消費税額」から、「課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）」を控除して算出するが、地方公共団体の特別会計や公営企業等においては、補助金、寄附金等の対価性のない収入（特定収入）を恒常的な財源としているため、「仕入控除税額」についての計算の特例が設けられており、特定収入により賄われる課税仕入れ等に係る消費税額に相当する金額（以下、特定収入に係る課税仕入れ等の税額（※））を、控除の対象から除外することとされている。

$$\begin{array}{rcccl} \text{消費税} & & & & \text{仕入控除税額} \\ \text{の納付税額} & = & \text{課税売上に係る} & - & \left[\begin{array}{r} \text{調整前の} & \text{特定収入に係る課税} \\ \text{仕入控除税額} & \text{仕入れ等の税額（※）} \end{array} \right] \\ & & \text{消費税額} & & \end{array}$$

※「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」＝「課税仕入れ等に係る特定収入」×消費税の税率